

# 【図解】介護給付費算定に係る 体制等の変更ポイント

令和8年6月適用版



# 今回のルール変更、最大のポイントは「3つ」です。



**「処遇改善加算」の  
一本化**



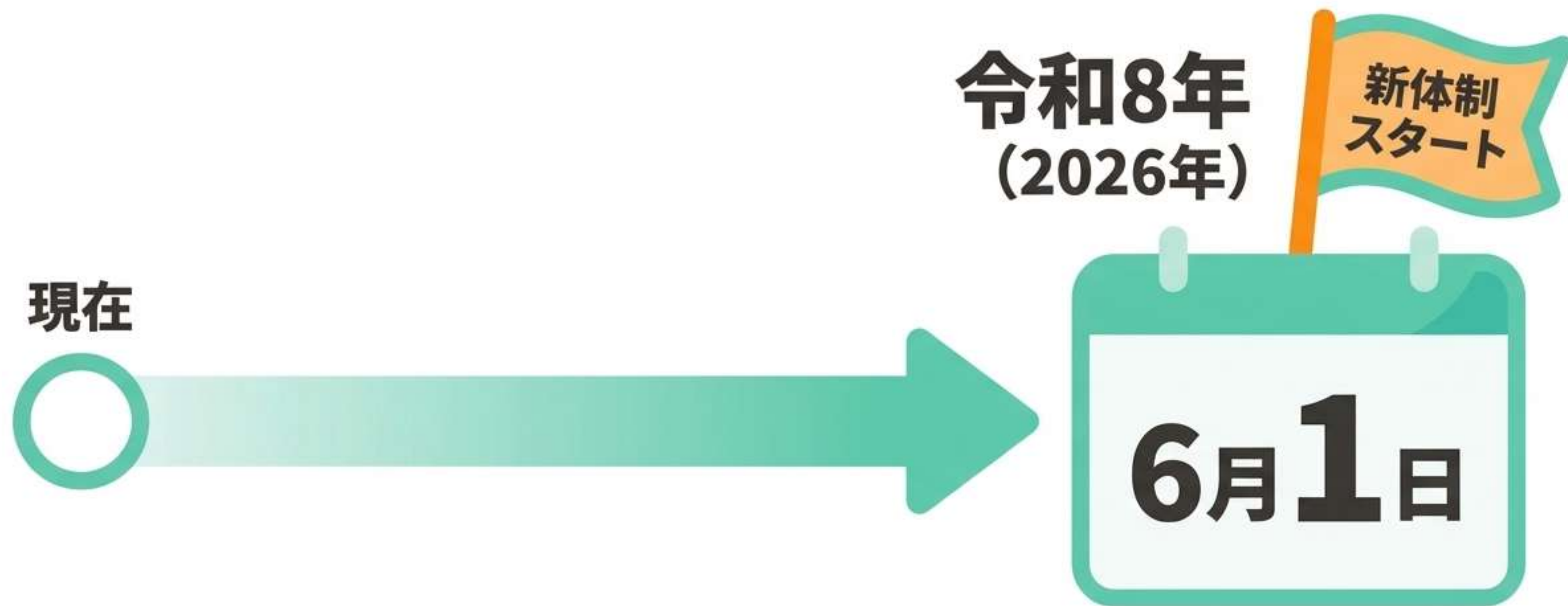
**BCP（業務継続計画）  
の減算適用**



**虐待防止措置の  
減算適用**

**複雑な制度が整理され、未対応の施設には厳しいルール（減算）が適用されます。**

新ルールは「令和8年6月1日」からスタートします。



ポイント①：これまでの加算制度は、種類が多く複雑でした。



# ポイント①：新制度では、シンプルな「4段階」に一本化されます。

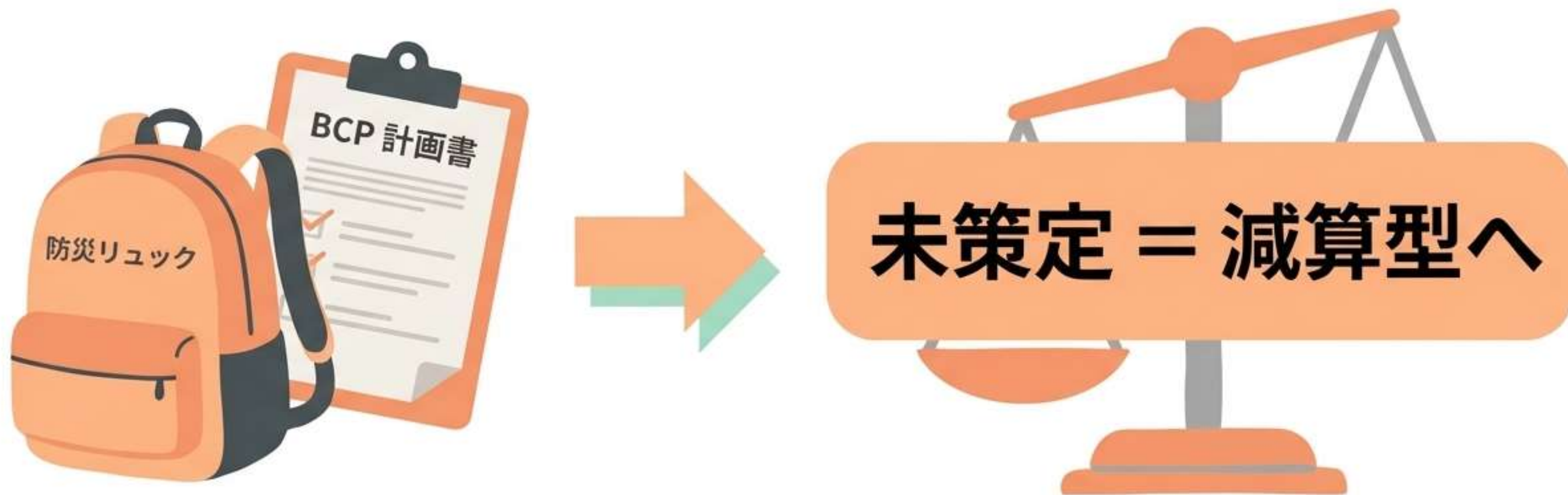


**ポイント①：この変更は「すべての介護サービス」が対象です。**



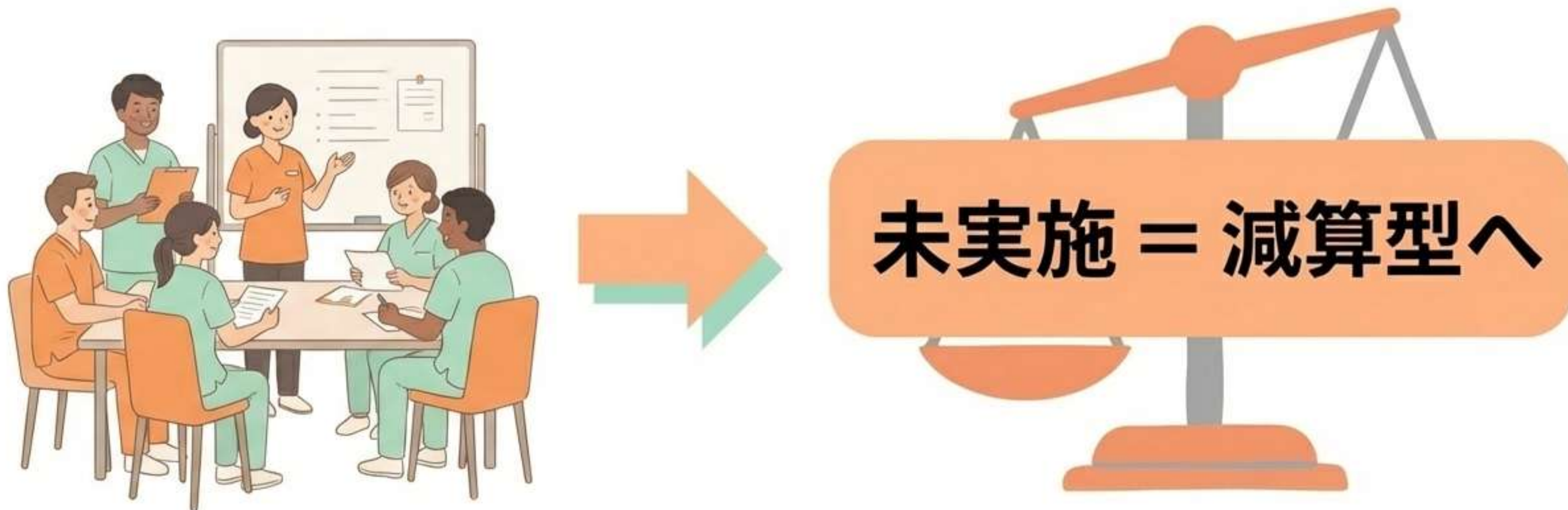
**※訪問看護、通所リハビリ、短期入所など、あらゆる事業所の体制届出に影響します。**

ポイント②：BCP（業務継続計画）が未策定の場合、  
「減算」になります。



感染症や自然災害に対する業務継続計画が策定されていない場合、  
基本報酬からマイナス（減算）されます。

**ポイント③：高齢者虐待防止措置を行っていない場合も、「減算」対象です。**



虐待防止のための委員会設置や研修などの措置が行われていない場合も、基本報酬の減算対象となります。

# 施設管理者が「今すぐ」やるべきこと



**自施設の新しい「処遇改善加算」の区分（Ⅰ～Ⅳ）を確認する**



**BCPが策定・運用されているか確認する**



**虐待防止措置の委員会・研修が実施されているか確認する**

**シンプルな制度へ移行し、よりよい職場環境づくりへ。**

**令和8年6月の新体制に向けて、  
余裕を持った準備を進めましょう。**

